

第2章 給水装置の構造及び材質

2.1 給水装置の構造及び材質の基準

給水装置の構造及び材質の基準については、法第16条の規定により令第6条に定められており、この基準を適用するについて必要な技術的細目は、省令及び「基準に係わる試験方法」に定められている。

- (1) 給水装置は衛生的かつ最も経済的に給水ができるもので、将来の維持管理が容易な構造であること。
- (2) 給水装置は耐震性に優れたものとし、配管の布設はもとより建物及び構造物の貫通箇所等、施工に際しては可とう性を重視したものであること。
- (3) 高水圧地域又は一時的に大量の水を消費する施設等にあつては、流入量の制限可能な措置が講じられていること。
- (4) 給水装置はメータ以下では他の給水装置と連結していないこと。
- (5) 構造及び材質が基準（令第6条）に適合していること。

ア 配水管の取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。

イ 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

ウ 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれがあるポンプに直接連結されていないこと。

エ 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

オ 凍結、破壊、侵食などを防止する適当な措置が講じられていること。

カ 当該給水装置以外の水管その他設備に直接連結されていないこと。

キ 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は水を受ける機器、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

- (6) 省令に係わる試験に適合していること。

2.2 給水装置の材料

- (1) 規格

給水装置に使用する標準使用材料の規格は、次のとおりとする。

ア 第三者認証（認証済マーク及び認証機関名は次頁参照）

基準適合性の証明方法として、製造業者等との契約により、中立的な第三者機関が製品試験、工場検査を行い、基準に適合しているものについては基準適合品として登録して認証品であることを示すマークの表示を認める方法。第三者認証を行う機関の要件及び業務実務方法については、ISO（国際標準化機構）のガイドライン（ISO／IEC ガイド 65：製品認証機関のための一般要求事項）に準拠したものであることが望ましい。

イ 自己認証

製造業者が自ら又は製品試験機関等に委託して得たデータ、作成した資料等によって行う。性能基準適合品であることの証明方法の基本となる。

認証方法として、製造業者が、性能基準適合品であることを示す自社検査証印等の表示を製品等に行うこと、製品が設計段階で基準省令に定める性能基準を満たすものとなることを示す試験証明書及び製品品質の安全性を示す証明書（一例として ISO9000 シリーズの規格への適合証明書）を製品の種類ごとに指定給水装置工事事業者等に提示すること等が考えられる。

ウ 日本工業規格（JIS）

日本工業技術院が規格制定したもので、JIS3200 シリーズの試験方法に合格したものの。

エ 管理者承認品

管理者が使用承認したもので、（社）日本水道協会の検査に合格したもの。

〔 第三者認証マーク 〕



（社）日本水道協会



（財）日本ガス機器検査協会



（財）日本燃焼機器検査協会



（財）電気安全環境研究所

(2) 標準使用材料

給水装置に使用する材料は、令第6条の基準に適合したものでなければならない。

ただし、管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、損傷した給水装置の復旧を迅速かつ適切に行うため必要があると認めたときは、配水管への取付口からメータまでの間の給水装置に使用する給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

また、「標準」とは給水装置新設工事等に用いられる一般的な材料をいう。